幼少期のお子様がおられる方の雇用状況

外仕事が可能な方

幼少期のお子様を育てられている方は雇用先が少ない

理由）

1．幼少期の子供がいる
　　子供の健康状態で出勤が左右される
　　子供の健康状態で早退が増える
2．預ける場所がない
　　預ける時間が限られているので勤務できない
　　預ける時間が限られているので残業できない
3．その他

従って

賃金が安くなる（ほぼ最低賃金）

働いても生活が楽にならない

預けられるところのある方は（理由1の対応は可能です。）

当社は最低日数を17日とし自宅近くの現場を優先的に配置
1日10,500円×17日＝178,500円
手当等（精勤手当と家族手当）で約8,000円
（子供の人数によって家族手当が変動します。）
社会保険加入は必須となるが社会保険料約26,799円
手取り159,701円と相場より高くなるのでは？
厚生年金も入るので将来性も安定する。
将来、資格等を取ってもらえれば日給がUPする。
社会保険、厚生年金が必要でない方は16日勤務で調整する。
保障は無いが手取り170,816円程度になる。
デメリットとしては閑散期に仕事がなくなる。

当社では

幼少期の子供がいて
業界屈指の大人数の為
朝に子供の体調が悪くなっても
急な**「交替」**が可能

ペアー採用制度
を検討中

幼少期のお子様がおられて
アルバイトをしてみたい方
旦那の扶養を外れたくない方

ペアー採用制度とは？

お友達2人で入社してもらい、午前午後で
現場を交替して貰って働く（1日おきでも問題なし）
子供をお互いに預けあって二人で1現場
をこなしていただく制度
出る日数はｱﾙﾊﾞｲﾄなので2人で自由に決められる
給与については
半日5,250円で20日働いて105,000円
年間1,260,000円なので扶養控除から
外れない。（雇用保険・社会保険加入の
必要がない）

この制度で行くと預ける施設の費用が浮く
が、友達に預けてよいか？という疑問も浮上する